

財務省告示第三百五十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十八年八月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額	振替単位
利付国庫債券（十年）（第二百零八回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け額	千六百四十億七千二百三十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十八年八月二十一日

十 発行価格

十一 利率

の経過利子の

額面金額百円につき九十九円七  
十四銭  
年一・九パーセント  
年金積立金管理運用独立行政法  
人の理事長は、払込金額に加え、  
次の算式により算出した金額を  
第十八号に規定する期日に払い  
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{62}{365}}$$

十三 初期利子

平成十八年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

平成二十八年六月二十日  
額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還金額

平成十八年八月二十一日

十六 元利支

十七 払込期日

十八